

議案第13号説明資料

令和8年2月13日

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

資料

改正概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

改正内容・・ 1～3

改正資料・・ 4～12

新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～23

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が令和6年6月12日に公布され、「子ども・子育て支援制度」が創設されました。この法改正により、地方税法の一部改正が行われ、令和8年度から、これまでの「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」に加え、「子ども・子育て支援納付金分」を賦課することになったため、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 子ども・子育て支援納付金課税額の創設について

国民健康保険税に新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」を設け、所得割額と均等割額の合算とします。

所得割額は100分の0.2とし、均等割額は全被保険者に賦課する1,150円と18歳以上の被保険者に対して賦課する50円の総額で1,200円とします。

なお、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分については、現行の税率等を維持します。

		A	B	C	D
		医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援納付金分
ア 所得割率 所得に応じて	現行	6.8/100	3.1/100	2.6/100	—
	改正後	6.8/100 (改定なし)	3.1/100 (改定なし)	2.6/100 (改定なし)	0.2/100 (創設)
イ 均等割額 1人ごと	現行	26,500円	14,500円	13,600円	—
	改正後	26,500円 (改定なし)	14,500円 (改定なし)	13,600円 (改定なし)	1,200円 (創設)
ウ 平等割額 世帯ごと	改正なし	21,000円			

改正率	対令和7年度国民健康保険税額 1.91%の増
-----	---------------------------

(2) 法定軽減該当世帯の国民健康保険税負担額の改正

法定軽減該当世帯の国民健康保険税負担額を定めるため、次のとおり改正を行います。

区 分			軽減なし 該当者	7割軽減 該当者	5割軽減 該当者	2割軽減 該当者
均等割額	医療給付費分	現行	26,500円	7,950円	13,250円	21,200円
		改正後	26,500円 (改定なし)	7,950円 (改定なし)	13,250円 (改定なし)	21,200円 (改定なし)
	後期高齢者 支援金分	現行	14,500円	4,350円	7,250円	11,600円
		改正後	14,500円 (改定なし)	4,350円 (改定なし)	7,250円 (改定なし)	11,600円 (改定なし)
	介護納付金分	現行	13,600円	4,080円	6,800円	10,880円
		改正後	13,600円 (改定なし)	4,080円 (改定なし)	6,800円 (改定なし)	10,880円 (改定なし)
子ども・子育て 支援納付金分	現行	—	—	—	—	
	創設	<u>1,200円</u>	<u>360円</u>	<u>600円</u>	<u>960円</u>	
平等割	医療給付費分	改正なし	21,000円	6,300円	10,500円	16,800円
	後期高齢者 支援金分					
	介護納付金分					
	子ども・子育て 支援納付金分					

法定軽減該当となる世帯の判定所得金額（参考 令和7年度）

	7割軽減対象	5割軽減対象	2割軽減対象
1人世帯の場合	43万円以下	73.5万円以下	99万円以下
2人世帯の場合		104万円以下	155万円以下
3人世帯の場合		134.5万円以下	211万円以下

※給与所得者等が1人の場合

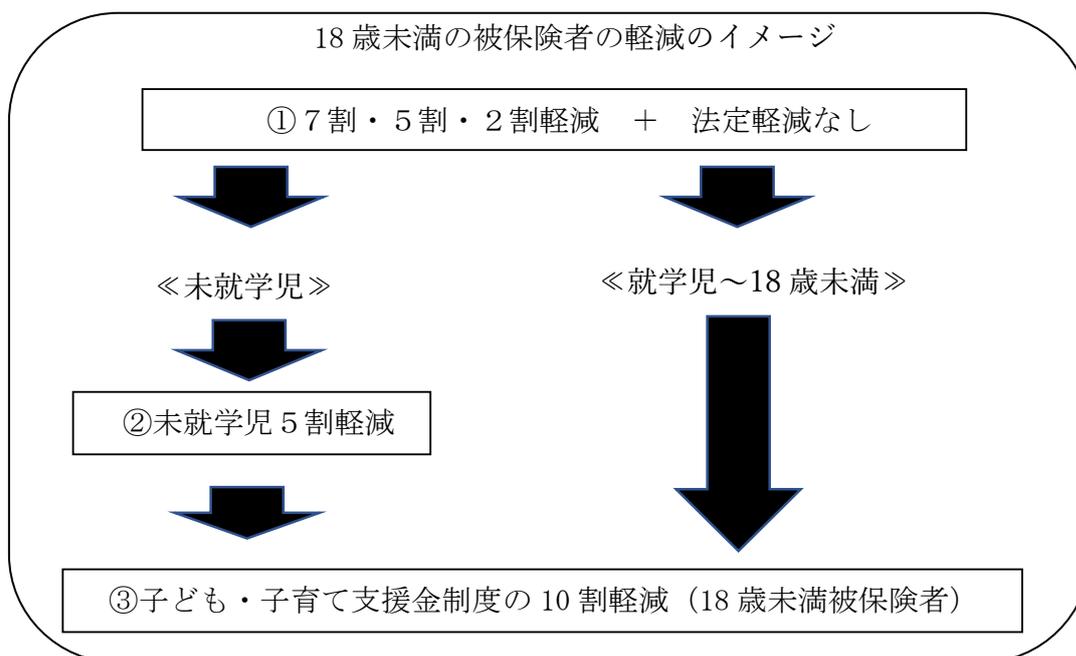
(3) 未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の改正

未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を定めるため、次のとおり改正を行います。

		軽減なし 該当者	7割軽減 該当者	5割軽減 該当者	2割軽減 該当者
医療給付費分	現行	13,250円	3,975円	6,625円	10,600円
	改正後	13,250円 (改定なし)	3,975円 (改定なし)	6,625円 (改定なし)	10,600円 (改定なし)
後期高齢者 支援金分	現行	7,250円	2,175円	3,625円	5,800円
	改正後	7,250円 (改定なし)	2,175円 (改定なし)	3,625円 (改定なし)	5,800円 (改定なし)
子ども・子育て 支援納付金分	現行	—	—	—	—
	創設	<u>575円</u>	<u>172円</u>	<u>287円</u>	<u>460円</u>

(4) 18歳未満の被保険者の負担軽減について

子どもがいる世帯の負担軽減を図るため、18歳未満の被保険者の均等割額については全額減額します。



(5) 子ども・子育て支援納付金の創設に伴う出産被保険者の軽減について

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分と同様に、出産する被保険者の産前産後期間の「子ども・子育て支援納付金分」の所得割と均等割を減額します。

(6) 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

3 改正資料

(1) 改正後の国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税の軽減に該当する世帯

日本太郎(70歳)の年金収入：150万円（年金所得は40万円）

* 合計所得金額は40万円のため、7割軽減の該当世帯となります。

- A 医療給付費分（すべての被保険者が対象）
- ア 所得割額＝所得金額が基礎控除以下なので、0円
 - イ 均等割額＝1人×均等割額(26,500円)×(1-0.7)＝7,950円
 - ウ 平等割額＝21,000円×(1-0.7)＝6,300円
- 小計 14,200円(百円未満切り捨て)
- B 後期高齢者支援金分（すべての被保険者が対象）
- ア 所得割額＝所得金額が基礎控除以下なので、0円
 - イ 均等割額＝1人×均等割額(14,500円)×(1-0.7)＝4,350円
- 小計 4,300円(百円未満切り捨て)
- C 介護納付金分（40歳～64歳の被保険者が対象）
- 年齢が65歳以上であるため、0円
- D 子ども・子育て支援納付金分（すべての被保険者が対象）
- ア 所得割額＝所得金額が基礎控除以下なので、0円
 - イ 均等割額＝1人×均等割額(1,200円)×(1-0.7)＝360円
- 小計 300円(百円未満切り捨て)

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計 (A + B + C + D) 18,800円(年額)
(現行より年額で300円増)

国民健康保険税の軽減に該当する世帯

小磯太郎(70歳)の年金収入：80万円（年金所得は0円）

小磯花子(68歳)の年金収入：30万円（年金所得は0円）

* 合計所得金額は0円のため、7割軽減の該当世帯となります。

A 医療給付費分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額＝いずれも所得金額が基礎控除以下なので、0円

イ 均等割額＝2人×均等割額(26,500円)×(1-0.7)＝15,900円

ウ 平等割額＝21,000円×(1-0.7)＝6,300円

小計 22,200円(百円未満切り捨て)

B 後期高齢者支援金分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額＝いずれも所得金額が基礎控除以下なので、0円

イ 均等割額＝2人×均等割額(14,500円)×(1-0.7)＝8,700円

小計 8,700円(百円未満切り捨て)

C 介護納付金分（40歳～64歳の被保険者が対象）

両名ともに年齢が65歳以上であるため、0円

D 子ども・子育て支援納付金分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額＝いずれも所得金額が基礎控除以下なので、0円

イ 均等割額＝2人×均等割額(1,200円)×(1-0.7)＝720円

小計 700円(百円未満切り捨て)

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計 (A + B + C + D) 31,600円(年額)

(現行より年額で700円増)

給与及び年金所得の該当世帯

国府太郎(67歳)：給与収入300万円（給与所得が192万円）
年金収入200万円（年金所得が90万円）
合計所得（282万円）
国府花子(64歳)：給与収入100万円（給与所得が45万円）

A 医療給付費分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額 = $(282\text{万円} - 43\text{万円}) \times \text{所得割率}(6.8\%) = 162,520\text{円}$
所得割額 = $(45\text{万円} - 43\text{万円}) \times \text{所得割率}(6.8\%) = 1,360\text{円}$
イ 均等割額 = $2\text{人} \times \text{均等割額}(26,500\text{円}) = 53,000\text{円}$
ウ 平等割額 = 21,000円

小計 237,800円(百円未満切り捨て)

B 後期高齢者支援金分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額 = $(282\text{万円} - 43\text{万円}) \times \text{所得割率}(3.1\%) = 74,090\text{円}$
所得割額 = $(45\text{万円} - 43\text{万円}) \times \text{所得割率}(3.1\%) = 620\text{円}$
イ 均等割額 = $2\text{人} \times \text{均等割額}(14,500\text{円}) = 29,000\text{円}$

小計 103,700円(百円未満切り捨て)

C 介護納付金分（40歳～64歳の被保険者が対象）

ア 所得割額 = $(45\text{万円} - 43\text{万円}) \times \text{所得割率}(2.6\%) = 520\text{円}$
イ 均等割額 = $1\text{人} \times \text{均等割額}(13,600\text{円}) = 13,600\text{円}$

小計 14,100円(百円未満切り捨て)

D 子ども・子育て支援納付金分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額 = $(282\text{万円} - 43\text{万円}) \times \text{所得割率}(0.2\%) = 4,780\text{円}$
所得割額 = $(45\text{万円} - 43\text{万円}) \times \text{所得割率}(0.2\%) = 40\text{円}$
イ 均等割額 = $2\text{人} \times \text{均等割額}(1,200\text{円}) = 2,400\text{円}$

小計 7,200円(百円未満切り捨て)

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計 (A + B + C + D) 362,800円(年額)
(現行より年額で7,200円増)

一般的な子育て世帯に該当する世帯

神奈川太郎(45歳)：給与収入400万円（給与所得が276万円）

神奈川花子(38歳)：収入なし

神奈川次郎(15歳)：収入なし※

A 医療給付費分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額 = (276万円 - 43万円) × 所得割率(6.8%) = 158,440円

イ 均等割額 = 3人 × 均等割額(26,500円) = 79,500円

ウ 平等割額 = 21,000円

小計 258,900円(百円未満切り捨て)

B 後期高齢者支援金分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額 = (276万円 - 43万円) × 所得割率(3.1%) = 72,230円

イ 均等割額 = 3人 × 均等割額(14,500円) = 43,500円

小計 115,700円(百円未満切り捨て)

C 介護納付金分（40歳～64歳の被保険者が対象）

ア 所得割額 = (276万円 - 43万円) × 所得割率(2.6%) = 60,580円

イ 均等割額 = 1人 × 均等割額(13,600円) = 13,600円

小計 74,100円(百円未満切り捨て)

D 子ども・子育て支援納付金分（すべての被保険者が対象）

ア 所得割額 = (276万円 - 43万円) × 所得割率(0.2%) = 4,660円

イ 均等割額 = 2人 × 均等割額(1,200円) = 2,400円

※18歳未満のため、1人分は10割軽減

小計 7,000円(百円未満切り捨て)

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計 (A + B + C + D) 455,700円(年額)

(現行より年額で7,000円増)

(2) 国民健康保険税として収納する必要額

		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分(創設)	合計	
①	経費	国民健康保険事業費納付金額	592,782千円	221,930千円	81,810千円	21,411千円	928,164千円
		その他経費(葬祭費など)	10,231千円				
②	現年度保険税以外の収納見込額 (特別交付金、基盤安定繰入金など)		178,777千円	47,486千円	18,258千円	3,619千円	248,140千円
③	収納必要額 ①-②		424,236千円	174,444千円	63,552千円	17,792千円	680,024千円

改正率計算		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分(創設)	合計④ (収納見込額)	設定保険税率での不足額⑤ ③収納必要額-④ 680,024千円	財政調整基金取崩し額⑥ R7年度末基金保有見込額 50,592千円	一般会計繰入額⑦ (⑥-⑤)
税率等の改正なし、子ども分のみ増(改定率1.91%)	所得割率				0.20%	現行税率に比べ 12,631千円の増 673,758千円	6,266千円	取り崩し額 6,266千円	0千円
	均等割額	据え置き	据え置き	据え置き	1,200円				
	平等割額				-				
現行税率(参考)	所得割率	6.80%	3.10%	2.60%	-	661,127千円	-	-	-
	均等割額	26,500円	14,500円	13,600円	-				
	平等割額	21,000円	-	-	-				

(3) 国民健康保険税率等の改正による世帯への影響

- 家族状況 単身高齢者
軽減該当（7割軽減）
介護納付金該当なし

名前	続柄	年齢	年金収入	年金所得
日本太郎	世帯主	70歳	1,500,000円	400,000円

		1人	現行	改正後
世帯員		1人		
介護分		0人		
子ども分		1人		
医療給付費分	(ア) 所得割		0円	0円
	(イ) 均等割		7,950円	7,950円
	(ウ) 平等割		6,300円	6,300円
	(A) 合計		14,200円	14,200円
後期高齢者 支援金分	(ア) 所得割		0円	0円
	(イ) 均等割		4,350円	4,350円
	(B) 合計		4,300円	4,300円
介護納付金分	(ア) 所得割		0円	0円
	(イ) 均等割		0円	0円
	(C) 合計		0円	0円
子ども・子育て 支援納付金分	(ア) 所得割		0円	0円
	(イ) 均等割		0円	360円
	(D) 合計		0円	300円
年間税額 (A) + (B) + (C) + (D)			18,500円	18,800円

※それぞれ100円未満切り捨て

(現行より年額で300円増)

- 家族状況 高齢者夫婦
 軽減該当（7割軽減）
 介護納付金該当なし

名前	続柄	年齢	年金収入	年金所得
小磯太郎	世帯主	70歳	800,000円	0円
小磯花子	妻	68歳	300,000円	0円

世帯員		2人	現行	改正後
介護分		0人		
子ども分		2人		
医療給付費分	(ア) 所得割	0円	0円	
	(イ) 均等割	15,900円	15,900円	
	(ウ) 平等割	6,300円	6,300円	
	(A) 合計	22,200円	22,200円	
後期高齢者 支援金分	(ア) 所得割	0円	0円	
	(イ) 均等割	8,700円	8,700円	
	(B) 合計	8,700円	8,700円	
介護納付金分	(ア) 所得割	0円	0円	
	(イ) 均等割	0円	0円	
	(C) 合計	0円	0円	
子ども・子育て 支援納付金分	(ア) 所得割	0円	0円	
	(イ) 均等割	0円	720円	
	(D) 合計	0円	700円	
年間税額 (A) + (B) + (C) + (D)			30,900円	31,600円

※それぞれ100円未満切り捨て

(現行より年額で700円増)

- 家族状況 高齢者夫婦
 軽減非該当
 介護納付金対象者 1 人

名前	続柄	年齢	給与収入	給与所得
国府太郎	世帯主	67歳	3,000,000円	1,920,000円
			年金収入	年金所得
			2,000,000円	900,000円
国府花子	妻	64歳	給与収入	給与所得
			1,000,000円	450,000円

世帯員		2人	現行	改正後
介護分		1人		
子ども分		2人		
医療給付費分	(ア) 所得割	163,880円	163,880円	
	(イ) 均等割	53,000円	53,000円	
	(ウ) 平等割	21,000円	21,000円	
	(A) 合計	237,800円	237,800円	
後期高齢者 支援金分	(ア) 所得割	74,710円	74,710円	
	(イ) 均等割	29,000円	29,000円	
	(B) 合計	103,700円	103,700円	
介護納付金分	(ア) 所得割	520円	520円	
	(イ) 均等割	13,600円	13,600円	
	(C) 合計	14,100円	14,100円	
子ども・子育て 支援納付金分	(ア) 所得割	0円	4,820円	
	(イ) 均等割	0円	2,400円	
	(D) 合計	0円	7,200円	
年間税額 (A) + (B) + (C) + (D)		355,600円	362,800円	

※それぞれ100円未満切り捨て

(現行より年額で7,200円増)

- 家族状況 現役世代、子ども1人
 軽減非該当
 介護納付金対象者1人

名前	続柄	年齢	給与収入	給与所得
神奈川太郎	世帯主	45歳	4,000,000円	2,760,000円
神奈川花子	妻	38歳	0円	0円
神奈川次郎	子	15歳	0円	0円

世帯員		3人	現行	改正後
介護分		1人		
子ども分		2人		
医療給付費分	(ア) 所得割	158,440円	158,440円	
	(イ) 均等割	79,500円	79,500円	
	(ウ) 平等割	21,000円	21,000円	
	(A) 合計	258,900円	258,900円	
後期高齢者 支援金分	(ア) 所得割	72,230円	72,230円	
	(イ) 均等割	43,500円	43,500円	
	(B) 合計	115,700円	115,700円	
介護納付金分	(ア) 所得割	60,580円	60,580円	
	(イ) 均等割	13,600円	13,600円	
	(C) 合計	74,100円	74,100円	
子ども・子育て 支援納付金分	(ア) 所得割	0円	4,660円	
	(イ) 均等割	0円	2,400円	
	(D) 合計	0円	7,000円	
年間税額 (A) + (B) + (C) + (D)		448,700円	455,700円	

※それぞれ100円未満切り捨て

(現行より年額で7,000円増)

大磯町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 省略 (課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者（以下「18歳以上被保険者」という。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。</p>	<p>第1条 省略 (課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p>

改正案	現行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条、第9条及び第10条の2において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.8を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条～第10条 省略</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u></p> <p>第10条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.2を乗じて算定する。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u></p> <p>第10条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,150円とする。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p> <p>第10条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について50円とする。</p> <p>第11条～第21条 省略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第37項に規定</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第9条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.8を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条～第10条 省略</p> <p>第11条～第21条 省略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p>

改正案	現行
<p>する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超えるものに限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア～エ 省略 オ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 805円 カ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 35円</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所得者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。))</p>	<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超えるものに限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア～エ 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所得者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。))</p>

改正案	現行
<p>ア～エ 省略</p> <p>オ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 575円</u></p> <p>カ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 25円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所得者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 230円</u></p> <p>カ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 10円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p>	<p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所得者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

改正案	現行
<p>ア 前項第1号オに規定する金額を減額した世帯 172円</p> <p>イ 前項第2号オに規定する金額を減額した世帯 287円</p> <p>ウ 前項第3号オに規定する金額を減額した世帯 460円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 575円</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものと</p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p>

改正案	現行
<p>した場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。)は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p> <p>第22条の2～第27条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 省略</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条、<u>第10条の2</u>及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第9条、<u>第10条の2</u>及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金</p>	<p>第22条の2～第27条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 省略</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後</p>

改正案	現行
<p>額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>
<p>5 省略 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>5 省略 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条、<u>第10条の2</u>及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条、<u>第10条の2</u>及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>（先物取引に係る雑所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を</p>	<p>（先物取引に係る雑所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を</p>

改正案	現行
<p>有する場合における第3条、第7条、第9条、<u>第10条の2</u>及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条、<u>第10条の2</u>及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条、<u>第10条の2</u>及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条第1項に</p>	<p>有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条第1項において「特</p>

改正案	現行
<p>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>	<p>例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>
<p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条、<u>第10条の2</u>及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p>	<p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p>
<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条、<u>第10条の2</u>及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税</p>	<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特</p>

改正案	現行
<p>条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>
<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条、<u>第10条の2</u>及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
<p><u>附 則</u> (施行期日)</p>	
<p>1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	
<p>(適用区分)</p>	
<p>2 <u>この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国</u></p>	

改正案

現行

民健康保険税については、なお従前の例による。